HALO Entrepreneur Newsletter Vol. 1

創業者・スモールビジネスオーナー様向けメールマガジン

2013年5月
創刊号

TOPICS

1. 当プロジェクトのご紹介 ・・・Page. 1～2
2. 中小企業経営革新等認定支援機関について ・・・Page. 3～4
3. 民法改正試案 ・・・Page. 4～6
4. 会社設立マニュアル ・・・Page. 7～9

編集後記 ・・・Page. 10

発行：
隼あすか法律事務所
アントレプレナープロジェクトチーム

TOPIC 1. 当プロジェクトのご紹介

弁護士　伊藤　慎司

企業法務・海外法務の弁護士が、創業者・スモールビジネスオーナーを支援します。

新たに事業を興す人は、アントレプレナー（Entrepreneur）と呼ばれます。アントレプレナーは、リーダーシップを発揮し、限られた経営資源をもって、様々なリスクをとりつつ、市場に革新をもたらします。

私たちは弁護士ですので、事業への出資や事業の運営そのものを支援することはできません。しかしながら、リスクのうち法的なものを指摘し、対処方法を提案することができます。その対処方法によって、事業のイノベーションを促進することもあるでしょう。資金調達の交渉を有利に展開するお手伝いもできます。また、現地法律事務所の紹介等、海外展開を支援することも可能です。

「わくわく」を共有させていただきたい－
当プロジェクトは、皆さまの事業が成功されることを喜び、その一助となることを目的とします。皆さまが成長されることで、私たちも一緒に成長できるものと確信しています。皆さまが創造的であるように、私たちも創造的でありたいと願っています。

本メールマガジンは、創業者・スモールビジネスオーナーの皆さまに影響があり、または皆さまが関心をお持ちになるような法的問題、判例、新法の紹介等の情報を随時発信していきます。

☞　経営者の方に役立つセミナーを次頁にてご紹介いたしますので、是非ご参加ください。

～経営者・実務担当者に役立つセミナーのご紹介～　東京同友会 国際ビジネス支援部会主催

◆◇中小企業のための国際契約入門セミナー◇◆

国際事業活動の準備・展開のために　最低限必要な法的ポイント

講師：井原 宏 弁護士
筑波大学名誉教授、一般社団法人 GBL 研究所代表理事会長、千代田支部

本セミナーの魅力！

・実務経験の長い講師が実際の体験やエピソードを交えて語ります
・契約・契約条項のひな形を基に初級者にも分かりやすく説明します

【開催概要】
◇日時：5 月 15 日（水）18:30～21:00

◇会場：東京中小企業家同友会会議室
（千代田区九段南 4-7-16 市ヶ谷 KT ビル 3 階）
地図 http://www.tokyo.doyu.jp/map/index.html

◇参加費：3,000 円

◇お問合せ・申し込み：事務局（黒津）TEL03-3261-7201　kurotsu@tokyo.doyu.jp

☞インターネットでも参加申し込みできます。↓
http://www.tokyo.doyu.jp/tokyo-doyu/common/meeting.php?meeting_id=9723

【対象者】海外進出・取引のある、または今後検討している中小企業の経営者または実務担当者
※1 社複数名の参加もできます。

【内容】

➢万国共通の英文契約
・国際契約はなぜ必要か
・国際契約が国際ビジネスにおいて果たす役割
・分厚くなる国際契約

➢国際契約をめぐるリスク
・まずい国際契約で生じるリスク
・契約違反のリスク
・自社のノウハウを守るには―秘密保持契約の結び方（ひな型解説）
・撤退戦略

➢海外に進出・事業経営の手順と方法
・現地駐在員派遣から現地法人の経営へ
・国際契約・事業経営にかかわる人材の育て方
・将来の事業展開の可能性の手がかりの残し方
・一つの国際契約をベースにネットワークを築く方法　　等

HALO-E 隼あすか法律事務所　アントレプレナープロジェクト
メールでのお問い合わせは ✉ entre@halaw.jp
URL: http://halo-entrepreneur.com
www.facebook.com/HaloKigyokaLegalSupport

TOPIC 2. 中小企業経営革新等認定支援機関について　弁護士　土屋　奈生

1. はじめに

本年3月31日をもって、中小企業金融円滑化法が廃止になりました。同法は、リーマンショック以降続いた、厳しい経済・金融の情勢下で、中小企業等の融資において、できる限り貸付条件の変更等を行うよう努めることなどを内容とするものとして、平成21年に成立したものでした。（なお、同法廃止後も、政府は金融機関に対し、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること、他の金融機関等と連携して貸付条件の変更等に努めること、などを金融検査マニュアル・監督指針に明記し、検査・監督で徹底していく方針であることを明らかにしており、現段階で、同法廃止によって、大きな変化が生じているわけではありません。）

同法廃止に伴い、今後は、中小企業の保護から中小企業の経営力の強化に主眼が移り、この観点から、中小企業経営力強化支援法が、平成24年6月に成立、施行されました。

この法律では、1)経営課題が多様化・複雑化している中小企業をサポートするため、専門的知識を有する者（金融機関、弁護士、税理士等）を中小企業の支援事業を行う者（認定支援機関）として認定し、その活動を後押しするための措置、及び2)中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講じるとしています。

これを受けて、認定支援機関は、平成24年11月から現在（平成24年4月末日）まで、順次認定がされております。

個別の認定状況は、中小企業庁のHP等で確認できます。

（http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm）

弊事務所でも、数名の弁護士が認定支援機関に認定されております。

2. 具体的な施策

認定支援機関という制度立ち上げとあわせて、認定支援機関が該当する中小企業の経営支援に、経営改善計画策定、指導などの形で関与することを条件として、現在、さまざまな支援策が策定されてきております。

主なものとしては以下のものがあります。（以下は概略です。また、今後も順次策定されていく予定です。）

1)融資支援等

◇資金繰り支援（経営支援型セーフティーネット貸付）

一時的に業況が悪化している中小企業等に対し、日本政策金融公庫・商工中金から、基準利率より低利での融資を受けられる制度

◇中小企業経営力強化資金

新規事業分野の開拓等により市場の創出・開拓を行おうとする場合に、設備資金・運転資金を、日本政策金融公庫から基準利率より低利で融資を受けられる制度

◇経営改善支援

条件変更等の金融支援が必要な中小企業等が、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定する場合に、中小企業再生支援協議会内に新設された経営改善支援センターが、計画策定に要する費用の総額2/3（上限200万円）まで負担する制度

2）補助金

（注：補助金については、その性質上公募期間があります。現在のところ、その日程はかなりタイトであり、必ずしも希望のものが希望の時期に公募されていない場合がありますので注意が必要です。）

◇創業補助金　地域での企業・創業、家業を活かした第二創業に対する補助金制度

◇その他、ものづくり補助金、まちづくり補助金、にぎわい補助金等

3）優遇税制

◇商業・サービス業・農林水産業活性化税制

商業・サービス業等の事業の用に供する設備投資について、建物付属設備 60 万円以上、器具及び備品 30 万円以上の設備投資を行った場合に、30%の特別償却もしくは７％の税額控除のいずれかを選択できる優遇措置。

具体的な制度の内容、条件等、ご興味がおありでしたら、是非一度当プロジェクトチーム（✉ entre@halaw.jp）までご連絡ください。

TOPIC 3.　民法改正試案　　弁護士　中西　哲男　/同　忠津　充

1.　民法の改正

民法は、広く日常生活一般について、基本的なルールとなる法律です。民法は、総則・物権・債権・親族・相続の 5 つの編からなります。このうち総則・物権・債権は財産関係についての規定であり（財産法）、親族・相続は家族間の関係について規定（家族法）です。

この民法は、1898 年（明治 31 年）に作られてから抜本的な改正がされていませんでした。そのため、必ずしも同法制定以来の社会・経済の変化への対応がなされているとはいえず、また、国民一般に分かりやすいものともいえませんでした。

そのため、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い債権の編を中心として、見直しが行われています。

その中で、今回は、保証契約について取り上げたいと思います。

保証契約は、会社を経営する際には、最も身近な契約の一つです。たとえば、会社が事業資金を得るために銀行からの融資を受ける際や、会社が支店を出すために不動産を借りる際には、会社が負う債務について、保証人をつけることを求められます。このように、保証契約は、会社経営と切っても切り離せない関係にあります。以下では、この保証契約について紹介したいと思います。

2.　保証について

A.　保証にはどのような問題があるか

保証契約は、会社経営者にとって、身近な契約ですが、同時に、トラブルの多い契約でもあります。保証契約には、困っている主債務者から依頼を受けると断りにくいことや、契約の時点では、将来の負担を考えずに応じてしまうことなどの性質があります。このため、到底個人では支払ができない保証債務を背負わされてしまうという事例が後を絶ちません。

実際、保証債務を原因として破産する例も多く、場合によっては、生活破綻に追いやられた保証人が自殺するという事例も少なくありません。また、会社の経営者が保証人となり過大な負担を負った場合、経営者として再起をはかるチャンスを失いかねません。これらの実態からすれば、保証制度について、個人保証を制限したり、新たに保証人を保護する規定を作る必要があるといえます。

ちなみに、現在の金融実務においては、このような実態をふまえ、平成 20 年以降、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、及び信用保証協会等の公的金融機関が個人を保証人とすることは原則としてなくなりました。また、平成 23 年 7 月、金融庁が、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立を示し、これに沿った対応を求めたことから、民間の金融機関においても、人的保証に頼らない実務慣行が確立されつつあります。

以上のような、保証の現状から、民法改正においても、保証の規定についての改正が検討されています。

B. どのような改正が検討されているか

では、保証の規定について、どのような点が見直されているのでしょうか。以下では、改正が検討されている条項の一部をご紹介します。

(1) 個人保証の制限

まず、保証契約の締結において、保証人が個人である場合の制限が検討されています。

すなわち、改正案では、保証契約は、保証人が主たる債務者のいわゆる経営者であるものを除き、無効とすることが検討されています。

改正案では、

① 主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務が含まれる根保証契約であって、保証人が個人であるもの

② 債務者が事業者である貸金等債務を主たる債務とする保証契約であって、保証人が個人であるもの

が無効とされる場合とされています。

(2) 契約締結時の情報提供義務

また、保証契約締結時において、債権者から保証人に対する情報提供義務を負わせることが検討されています。

すなわち、改正案においては、事業者である債権者が、個人を保証人とする保証契約を締結しようとする場合には、保証人に対し、

① 保証人は主たる債務者がその債務を履行しないときにその履行をする責任を負うこと

② 連帯保証である場合には、連帯保証人は催告の抗弁[a]、検索の抗弁[b]及び分別の利益[c]を有しないこと

[a]債権者が保証人に履行を請求したときに、保証人が、まず主たる債務者に催告をなすべき旨を請求することができる権利
[b]主たる債務者の財産につき執行をなすまで自己の保証債務の履行を拒むことができる権利
[c]保証人が複数いる場合、各保証人は、主たる債務の額を全保証人の頭数で割った額についてのみ保証債務を負うこと

③ 主たる債務の内容（元本の額、利息・損害金の内容、条件・期限の定め等）
④ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合には、主たる債務者の信用状況
などを説明しなければならないとされます。
そして、債権者がこれを怠ったときは、保証人がその保証契約を取り消すことができることが検討されています。

(3) 債務の履行状況に関する情報提供義務
さらに、保証契約締結時のみならず、その後の債務の履行状況についても、債権者から保証人に対する情報提供義務を負わせることが検討されています。
すなわち、改正案においては、事業者である債権者が、個人を保証人とする保証契約を締結した場合には、保証人に対し、
① 債権者は、保証人から照会があったときは、保証人に対し、遅滞なく主たる債務の残額その他の履行の状況
② 主たる債務の履行が遅延したときは、保証人に対し、遅滞なくその事実
などの説明義務を負うものとされます。
そして、債権者がこれを怠ったときは、その義務を怠っている間に発生した遅延損害金に係る保証債務の履行を請求することができないなどの措置が検討されています。

(4) その他の方策の検討
加えて、保証人が個人である場合の責任を制限する方法として、
① 裁判所が、主たる債務の内容、保証契約の締結に至る経緯やその後の経過、保証期間、保証人の支払能力その他一切の事情を考慮して、保証債務の額を減免することができる制度
② 保証契約を締結した当時における保証債務の内容がその当時における保証人の財産・収入に照らして過大であったときは、原則として、保証人に対し、保証債務の過大な部分の履行を請求することができないとする制度
の創設が検討されています。

TOPIC 4. 会社設立マニュアル

弁護士 大澤 俊行 / 同 椿原 直

1. はじめに

会社法が施行されてから現在までに 7 年が経過し、会社法を前提とした会社設立についても実務の集積が見られるようになってきました。

今回は、会社設立に際してどのような点について注意をする必要があるか、簡単にまとめてみました。

既に会社が設立されているアントレプレナーの方々においても、新規事業を展開するに際して別会社を設立することや、共同で事業を行うために共同出資の会社を設立することも考えられます。一度仕組みを整理しておけば、今後の参考になると思われます。

2. 会社の種類

会社法が準備する 4 種類の会社のうち、一般に選択されるのは株式会社と合同会社の 2 つです。

法務省が公開する登記統計によると、平成 23 年において登記されている会社の合計 1,172,948 社のうち、特例有限会社（会社法上は株式会社として取り扱われています）を合わせると株式会社は 1,148,403 社とその大半を占めています。また、平成 23 年に設立された会社に限ってみると、総数 89,664 社のうち株式会社が 80,244 社、合同会社が 9,130 社となっています。

出資者の人数が少ないのであれば、組織の構成の観点からは合同会社の方が有利な部分があります。それにもかかわらず、新規に設立される会社のうち、合同会社の占める割合はわずか 1 割程度です。これは、まだまだ株式会社のほうが取引における信用力が高いことによるものと思われます。ただし、今後、合同会社がより広く一般に認知されるようになれば、合同会社が利用される割合は高くなっていくのではないでしょうか。

	総数	株式会社	特例有限会社	合名会社	合資会社	合同会社
平成 23 年末の総数	1, 172, 948	908, 217	240, 086	944	4, 999	18, 702
平成 23 年の設立数	89, 664	80, 244	---	40	250	9, 130

（法務省統計に基づく）

3. 機関

株式会社の設立に際しては、株主総会と取締役を設置することが義務付けられています。株主総会が会社の基本事項を決定し、取締役（あるいは代表取締役）が業務を執行するというのが、株式会社の特徴となっています。このほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人、会計参与の各機関を設置することが可能となっています。

会社法では、取締役１名さえおけばよいという点で、旧商法に比べると株式会社を設立しやすくなっていますが、旧商法の名残で、取締役会を設置する会社も少なくありません。その場合、最低でも取締役３名と監査役１名が必要となり、これらの役員となるべき人員を確保することが必要となります。

他方合同会社については、特段の機関を設置することは義務付けられておらず、基本的に出資者である社員が合同会社の業務を執行することになります。ただし、社員が複数いる場合は、その中から業務執行社員及び代表社員を決めるのが通常です。

先ほども少し述べましたが、合同会社の方が機関の自由度が高く、また設立後の役員に関する登記や決算公告など、些末な作業から解放されることが多いということができます。しかし、社員持分の譲渡にあたっては、定款の変更が必要になるなど、株式の譲渡に比べると手続が煩雑な部分もあります。

	合同会社	株式会社 （取締役１名）	株式会社 （取締役会）
設置が要求される機関	特にない 法人が業務執行社員となる場合には職務執行者の定めが必要となる	株主総会 取締役	株主総会 取締役会 代表取締役 取締役（代表取締役含め３名以上） 監査役
業務の執行機関	社員の過半数による決定 業務執行社員を定めれば業務執行社員	取締役 代表取締役を定めれば代表取締役 株主総会の権限が広く認められている	代表取締役 株主総会の権限は取締役会非設置会社と比較すると狭い
役員の任期	法律の定めがない	法律の定めがある	法律の定めがある
決算の公告義務	ない	ある	ある

4. 設立に関する手続

会社を設立する場合、概ね、

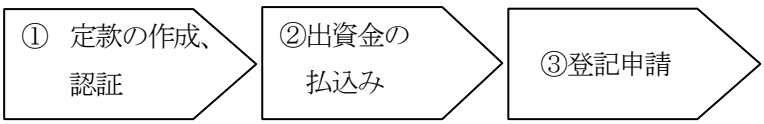

の流れで手続を進めていきます。

①会社の定款については、会社の商号や目的、株式に関する事項、機関に関する事項及び計算に関する事項などを記載する必要があります。株式会社の場合、定款を公証人に認証してもらう必要があります。

認証手続には 50,000 円の手数料がかかり、合同会社よりも費用がかかります。

旧商法時代には、会社の目的について、適法性、営利性、明確性の他、具体性があることが求められてきましたが、会社法の施行後は、具体性が要求されなくなりました。もっとも、将来的に許認可を得ることを予定しているような会社の場合、会社の目的が許認可の障害となることもありえるので、具体的な目的の定めが望ましいことは言うまでもありません。

次に②出資金の払込みですが、発起人の口座に実際に出資金を振り込み、預金通帳の写し等を払込みがあったことを証する書面として提出することになります。

③登記の申請に際しては、株式会社と合同会社で、それぞれ主な書類として以下の書類を作成・提出する必要があります（会社の組織等によって若干異なる場合があります）。そして、これらの書類のいくつかには会社の代表印を押す必要があるため、書類の準備と並行して、代表印を作成することも必要になります。

株式会社

- 原始定款の謄本
- 本店所在地、設立時代表取締役選定決議書
- 役員の就任承諾書（及び印鑑証明書）
- 払込証明書
- 印鑑届書、印鑑カード交付申請書
- 登記委任状

合同会社

- 原始定款の謄本
- 本店所在地、資本金決議書
- 職務執行者選任に関する決議書
  （法人が社員となる場合）
- 就任承諾書
- 払込証明書
- 印鑑届書、印鑑カード交付申請書
- 登記委任状

会社の設立時期は登記を申請した日です。しかし、たとえば銀行口座を開設するときには会社の登記事項証明書が必要になりますし、実際に会社が取引を始めるのは、登記が完了した後になると思われます。登記の申請に際して書類に抜け落ちがあったり、誤った内容の記載があったりすると、登記の完了が遅れ、新会社での事業の開始に支障をきたすこととなりかねません。その意味で、会社の設立作業は誰にでもできる作業ではありますが、なるべく早く、確実に、新会社の業務を開始することを考えると、弁護士に依頼する意味があるといえるでしょう。

一般に、会社の目的等定款の記載事項が定まり、必要書類の準備が全て滞りなく行うことができれば、登記申請までの書類作成に 1 週間、登記完了に 1 週間の合計 2 週間程度で設立登記を完了させることができます。

編集後記

富士山の世界遺産登録という嬉しいニュースが世間を騒がせています。
世界的に見ると富士山の標高はそこまで高くないのかもしれませんが、
私たち日本人にとっては日本一の山として古くから親しみがありますよね。
古くから日本人に根付いている富士山への信仰心も、登録に至る理由の一つに入ったそうです。
せっかく世界遺産に登録されるのですから、私たちの心もしっかりと受け継いでいきたいものです。
余談ですが、本後記筆者は昨年の夏、生まれて初めて富士山登頂を体験しました。山頂で見た「ご来光」は言葉にならないほど神秘的で、思わず手を合わせてしまいました。　（文責：M 岡）

発行：隼あすか法律事務所　アントレプレナープロジェクト
弁護士　伊藤　慎司　／同　多田　光毅　／同　土屋　奈生　／同　中西　哲男
同　大澤　俊行　／同　鈴木　康之　／同　椿原　直　／同　忠津　充

配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま entre@halaw.jp までメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。